

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に、「第一百六十五条」を「第一百六十五条—第一百六十五条の六」に、「第一百六十六条」を「第一百六十六条・第一百六十六条の二」に、「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」に、「第一百六十八条」を「第一百六十八条・第一百六十八条の二」に改める。

第一百六十一条第一号を次のように改める。

一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等(当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。)との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得(当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。)

第一百六十一条第十二号を同条第十六号とし、同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号中「第八号口」を「第十二号口」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号を同条第十三号とし、同条第五号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、同条第四号口中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号を同条第六号とし、同条第一号の三を同条第五号とし、同条第一号の二中「国内において」を削り、「行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次に次の二号を加える。

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に、「第一百六十五条」を「第一百六十五条—第一百六十五条の六」に、「第一百六十六条」を「第一百六十六条・第一百六十六条の二」に、「第一百六十八条」を「第一百六十八条・第一百六十八条の二」に改める。

第一百六十一条第一号を次のように改める。

一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等(当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。)との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得(当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。)

第一百六十一条第十二号を同条第十六号とし、同条第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第四号口中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号を同条第六号とし、同条第一号の三を同条第五号とし、同条第一号の二中「国内において」を削り、「行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの 第百六十一条に次の二項を加える。

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

2

前項第一号に規定する内部取引とは、非居住者の恒久的施設と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）

が行われたと認められるものをいう。

3 恒久的施設を有する非居住者が国内及び国外にわたって船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

第一百六十五条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、「政令で定めるところにより」を「別段の定めがあるものを除き」に、「第六十条の四」を「第四十四条の三（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）」、第四十六条（所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入等）、第六十条の四に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第一項第一号に掲げる非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る各種所得の金額につき前項の規定により前編第二章第二節第一款及び第二款（各種所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

一 第三十七条第一項（必要経費）に規定する販売費、一般管理費その他同項に規定する所得を生ずべき業務について生じた費用（次号において「販売費等」という。）及び同条第二項に規定する山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（同号において「育成費等」という。）のうち、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの 第百六十一条に次の二項を加える。

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

2

前項第一号に規定する内部取引とは、非居住者の恒久的施設と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）

が行われたと認められるものをいう。

3 恒久的施設を有する非居住者が国内及び国外にわたって船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

第一百六十五条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、「政令で定めるところにより」を「別段の定めがあるものを除き」に、「第七十三条」を「第四十四条の三（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）」、第四十六条（所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入等）、第七十三条に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第一項第一号に掲げる非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る各種所得の金額につき前項の規定により前編第二章第二節第一款及び第二款（各種所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

一 第三十七条第一項（必要経費）に規定する販売費、一般管理費その他同項に規定する所得を生ずべき業務について生じた費用（次号において「販売費等」という。）及び同条第二項に規定する山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（同号において「育成費等」という。）のうち、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取

引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

二 販売費等及び育成費等並びに支出した金額（第三十四条第二項（一時所得）に規定する支出した金額をいう。以下この号において同じ。）には、非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通する販売費等及び育成費等並びに支出した金額のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百六十六条中「第一百二十条第三項第四号（確定所得申告）」を「第一百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）」中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第一百二十条第一項第三号（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第一百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第一百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」と、同条第三項第四号に、「第一百四十三条」を「第一百二十二条（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第一百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第一百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第三項第三号に、「第一百四十三条」を「第一百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第一百六十五条の六第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第一百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条に、「」及び「」を「業務を開始した」と、第一百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）（青色申告の承認の取消し）において同じ。」と、「」に改める。

第三編第二章第二節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする。

第三編第二章第二節第二款中第百六十六条の次に次の二条を加える。

引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

二 販売費等及び育成費等並びに支出した金額（第三十四条第二項（一時所得）に規定する支出した金額をいう。以下この号において同じ。）には、非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通する販売費等及び育成費等並びに支出した金額のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百六十六条中「第一百二十条第三項第三号（確定所得申告）」を「第一百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手續）」中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第一百二十条第一項第三号（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第一百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第一百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第三項第三号に、「第一百四十三条」を「第一百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第一百六十五条の六第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第一百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条に、「」及び「」を「業務を開始した」と、第一百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）（青色申告の承認の取消し）において同じ。」と、「」に改め、第三編第二章第二節第二款中同条の次に次の二条を加える。

（恒久的施設に係る取引に係る文書化）

第一百六十六条の二 恒久的施設を有する非居住者は、第一百六十一条第一

(恒久的施設に係る取引に係る文書化)

第一百六十六条の二 恒久的施設を有する非居住者は、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第六十五条第一項（総合課税に係る所得の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2 恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第一百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第二百三十二条第一項中「取引」の下に「（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」を加える。

第二百三十三条中「第一百六十一条」を「第一百六十一条第一項」に改める。

第二百三十八条第一項中「」の規定により「」又は第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定により「」に、「同条」を「これら」に改め、同条第三項中「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」に、「第九十五条」を「第九十五条又は第六十五条の六」に、「同条」を「これら」に改める。

第二百四十一條中「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」に改める。

第二条 所得税法の一部を次のように改正する。

別表第二（〔〕及び〔〕を除く。）を次のように改める。

項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第六十五条第一項（総合課税に係る所得の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2 恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第一百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第二百三十九条の二第一項中「取引」の下に「（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」を加える。

第二百三十七条の三中「第一百六十一条」を「第一百六十一条第一項」に改める。

第二百三十八条第一項中「」の規定により「」又は第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定により「」に、「同条」を「これら」に改め、同条第三項中「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」に、「第九十五条」を「第九十五条又は第六十五条の六」に、「同条」を「これら」に改める。

別表第一（〔〕及び〔〕を除く。）を次のように改める。

第二条 同 上

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

表(三)～(七) 省略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が

第一百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（4）において「国外居住親族」という。）で

ある場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

表(三)～(七) 省略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した

る者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者(これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第一百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第一百八十五条関係)
表(二)～(七) 省略
(注) この表における用語については、次に定めるところによる。
(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)

数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第一百八十五条関係)
表(二)～(七) 省略
(注) この表における用語については、次に定めるところによる。
(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)

に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。
（一） 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者について
は、

（1） まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

（2） 当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（（4）において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この（一）において同じ。）の数が7人以下である場合には、（1）により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

（3） 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、（1）により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして（2）により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

（4） （2）及び（3）の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算し、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ（2）及び（3）の扶養親族等の数とする。

（二） 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者について
は、
（1） まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

（2） 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、（1）により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

（3） 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、（1）により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして（2）により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

（4） （2）及び（3）の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算し、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ（2）及び（3）の扶養親族等の数とする。

（二） 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者について
は、
（1） まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。

- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- 扶養親族等に限る。)の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

記帳標印のものと略々。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

表省略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

については、(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

記帳標印のものと略々。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

表省略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者について

は、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第一百四十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（二において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。二において同じ。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(二) 一の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百四十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控

数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者について

は、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(二) 一の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百四十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控

数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき
除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

については、即に該当する場合を除き、

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控

後の給与等の金額欄の該当する行を求める。

(3) (2)に上り乗務を行と「當年の金額ア垂ズべき率」欄との本数

(3) [2]によつての行と、[員]の並びに示すと、この間には、

るところに記載されてゐる半が、コレ木の半である。

前月中の給与等の金額がない場合、又は前月半の給与等の金額が不明な場合は、その當月の

額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその貢与の
額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその貢与の

金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合に

は、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社

会保険料等の金額を控除了した金額の10倍に相当する金額を超える

場合には、この表によらず、第一百八十六条第一項第一号に若しく

は第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三

項の規定を含む。)により税額を計算する。

（一）から（四）までの場合において、その居住者の受けける給与等の支

給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与

の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の

金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を

当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与

等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす

す

(粗説特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次によ
うとする。

第十条の五の三第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年になつては百分の三とする。）以上」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め

(租税特別措置法の一部改正) 第十条 同上

第十条の五の四第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年にあつては百分の三とする。）以上」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め

、同条第二項第三号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 適用年の継続雇用者（当該適用年及び当該適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を適用年の前年の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

、同条第二項第三号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 平均給与等支給額 適用年の継続雇用者（当該適用年及び当該適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を適用年の前年の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第三十七条の十四の三第一項中「次条第一項」を「同条第一項」に、「国内において行う事業に係る資産として」を「恒久的施設において」に改め、「として政令で定めるもの」を削り、「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に改め、同条第二項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に改め、同条第三項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外國株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改め、同条第四項中「その有する国内事業管理親法人株式」を「恒久的施設管理親法人株式」に、「国内事業管理外國株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理親法人株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」に、「恒久的施設管理合併親法人株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式」に、「その交付の時に当該恒久的施設において」に、「国内事業管理親法人株式に」を「恒久的施設管理親法人株式に」に、「行為が行われた時に、その時における価額による譲渡があつた」を「交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒

第三十七条の十四の二第一項中「次条第一項」を「同条第一項」に、「国内において行う事業に係る資産として」を「恒久的施設において」に改め、「として政令で定めるもの」を削り、「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理合併親法人株式」に改め、同条第二項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に改め、同条第三項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外國株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改め、同条第四項中「その有する国内事業管理親法人株式」を「恒久的施設管理親法人株式」に、「国内事業管理外國株式交換完全支配親法人株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式」に、「その交付の時に当該恒久的施設において」に、「国内事業管理親法人株式に」を「恒久的施設管理親法人株式に」に、「行為が行われた時に、その時における価額による譲渡があつた」を「交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒

久的施設と所得税法第百六十一條第一項第一号に規定する事業場等との間で移転が行われた」に、「第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する」を「同号の規定を適用する」に改め、同条第七項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第一百六十四条第一項第四号イ」を「第一百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十四の四第三項中「同法第二条第十二号の六の四」を「同条第十二号の六の四」に、「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改め、同条第五項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第一百六十四条第一項第四号イ」を「第一百六十四条第一項第二号」に改める。

第四十一条の二十二第一項中「第一百六十一条第二号に規定する」を「第一百六十一条第一項第六号に規定する」に、「第一百六十二条に規定する」を「第一百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同項第一号中「第一百六十一条第八号」を「第一百六十一条第一項第十二号」に改め、同項第二号中「第一百六十一条第二号」を「第一百六十一条第一項第六号」に改め、同条第二項第一号中「同項」を「「第二百十二条第一項」に改め、同項第三号中「第一百六十一条第八号」を「第一百六十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第一百六十一条第二号」を「第一百六十一条第一項第六号」に改める。

第四十二条第一項中「第一百六十一条第二号に規定する」を「第一百六十一条第一項第六号に規定する」に、「第一百六十二条に規定する」を「第一百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同項第一号中「第一百六十一条第八号」を「第一百六十一条第一項第十二号」に改め、同項第二号中「第一百六十一条第二号」を「第一百六十一条第一項第六号」に改め、同条第二項第一号中「同項」を「「第二百十二条第一項」に改め、同項第三号中「第一百六十一条第八号」を「第一百六十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第一百六十一条第二号」を「第一百六十一条第一項第六号」に改める。

第四十二条第一項中「第一百六十一条第六号」を「第一百六十一条第一項第十号」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第四十二条の四第一項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日

」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額（当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該法人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超える場合、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額第四十二条の四第十一項中「第六十六条第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「第四十二条の四第十一項中「第六十六条第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「第四十二条の十第五項」を加え、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

一 増加試験研究費の額（当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該法人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超える場合、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額第四十二条の四第十一項中「第六十六条第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「第四十二条の十第五項」を加え、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項第八号中「同法第一百四十二条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、「ついては、同法」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同条第十七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）。」と、同法第一百四十四条の二第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十

二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」とするに改め、同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の五第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二項中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とある

のは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十四項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「については、同法」を「については、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

同じ。)」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十四項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（次項）の下に「及び第七項」を加え、「。次項」を「。第七項」に改め、同条第十二項中「第五項」を「第二項」に、「第三項」を「第九項」に、「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第五項の」を「第二項の」に改め、「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「については、同法」を「については、法人税法」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に、「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に、「とする」を「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措定法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二

第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで」とするに改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に、「第三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18 第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第四十二条の六第八項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで」とするに改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に、「第三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18 第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第四十二条の六第八項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の六第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「第四十二条の十第五項」を加え、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「」における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に、「第二項」を「第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 中小企業者等が、特例対象事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等（特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第四十二条の十二の五第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小企業者等の特例適用事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額を、同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加

第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の六第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「第四十二条の十第五項」を加え、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「」における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に、「第二項」を「第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 中小企業者等が、特例対象事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等（特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第四十二条の十二の五第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小企業者等の特例適用事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額を、同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加

算する。

第四十二条の六第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「この項及び次項」を「第九項まで」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 中小企業者等が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の特定供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該特定供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の六第一項の次に次の五項を加える。

2 中小企業者等が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業

算する。

第四十二条の六第一項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「この項及び次項」を「第九項まで」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 中小企業者等が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の特定供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該特定供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の六第一項の次に次の五項を加える。

2 中小企業者等が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業

の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 中小企業者等が、特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小企業者等の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第四十二条の十二の五第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 中小企業者等が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日ま

の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 中小企業者等が、特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小企業者等の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第四十二条の十二の五第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 中小企業者等が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日ま

で（適格合併にあつては、同法の施行日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小企業者等の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小企業者等の特例適用事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前二項の規定の適用を受けることができる中小企業者等が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれららの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第

で（適格合併にあつては、同法の施行日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小企業者等の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小企業者等の特例適用事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前二項の規定の適用を受けることができる中小企業者等が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれららの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第